

山都警察署・署協議会だより

TEL 72-0110 のお知らせ等が掲載中です。

熊本県警のホームページ

http://www.police.pref.kumamoto.jp/ 管内の犯罪・交通事故の発生状況、県警から のお知らせ等が掲載中です。

熊本地震で傷ついた郷土熊本を守り抜くため、そして、少しでも早く、県民のみなさんの平穏な生活を取り戻すために、私たちと一緒に仕事をしてみませんか。

今、熊本県警察はあなたの力を必要としています!!



	試験区分		警察官B (男性·女性)		警察事務	
	願書配布		6月中旬		6月中旬	
	受付期間		8月8日(月) ~8月26日(金) ※ インターネットによる受付 8月8日(月) ~8月23日(火)		8月8日(月) ~8月26日(金) ※ インターネットによる受付 8月8日(月) ~8月23日(火)	
	第1次試験	試験日		10月16日(日)	9月25日(日)	
		試験内容		教養・作文	教養・適性	
		合格発表		10月下旬	10月上旬	
	第2次試験	試験日	適性 体力	11月12日(土) 11月13日(日)	適性 作文	10月22日(土)
			面接	11月19日(土) ~11月23日(水)	面接	10月29日(土) ~10月30日(日)
		合格発表		12月上旬	11月上旬	
	第 3 次	試験日				
	試験	合格発表				
	受験資格		月2日~平成11年4月1日生) ただし、学校教育法による大学 (短期大学を除く)を卒業又は平 成29年3月末までに卒業見込み の方(人事委員会が同等の資格		月2日 ただし (短期: 成29 ² の方(人事委員会が同等の資格 と認める方を含む)は受験

熊本県警察職員募集2016

↓↓どんなことでも結構です。お問い合わせ下さい↓↓ <u>山都警察署総務係(採用担当) TeLO967-72-0110</u>(内線211)

夏休み中の少年非行・家出を防止しましょう!!

家庭は小さな社会です。家庭内の小さな約束を守ることが、 規範意識を育てることになります。決まりや約束を守ることで、 自分も守られることを家庭内でしっかりと教えて、よりよい習 慣を身につけさせましょう。

毎日の生活の中で、子供の言葉や生活態度に注意して、

- 行き先をつけずに外出したり、帰りが遅くなる
- 買い与えていないものを持っている
- 言葉遣いが乱暴になる
- 嘘をついたり、ソワソワして落ち着きがなくなる
- 学校や部活に行きたがらない
- 友人関係に変化がみられる
- 片時も携帯電話を離そうとしない

など、非行の「兆し」を発見した場合、早期に適切な指導を行い、 子供を非行に走らせないようにしましょう。





犯罪•交诵事故発生状況(川都町)

事件・事故	平成28年6月中		
刑法犯	4件	(3件)	
人身交通事故	1件	(2件)	

()内は平成27年同時期の発生状況



障がい者福祉だより



今回は重度心身障がい者医療費助成制度についてご紹介します。重度心身障がい者医療費助成制度とは、重度の心身障がい者(児)が医療を受けた場合に医療保険が適用された医療費の自己負担を助成する制度です。

- ※ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費、移送費等除く。
- ※介護保険給付に係る利用者負担額も対象外です。

助成対象者

- ○身体障害者手帳1~2級所持者
- ○療育手帳A1~A2所持者
- ○精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者

助成金の額

月々の医療費から次の自己負担額を差し引いた額を支払います。

自己負担額 ・・・・ ○入院のとき

一医療機関につき → 2.040円/月

○入院外のとき

一医療機関につき → 1,020円/月

助成金 = 一部負担金の額 - (※高額療養費等の額+付加給付額+自己負担額)

※国民健康保険、後期高齢者医療保険以外の方で高額療養費や付加給付等の支給を受けた場合は支給 決定通知書を添付してください。

申請の方法

- ①助成申請書に住所、氏名、電話番号、受給資格者番号を記入し、押印する。
- ②助成申請書の「医療機関」欄に医療機関からの証明をもらう。
- ③助成申請書の「調剤薬局」欄に調剤薬局からの証明をもらう。
- ④領収書を添付し、役場健康福祉課福祉係窓口に提出する。 ※郵送可→金額等を確認後、領収書はお返しします。
- ◆申請受付期間は、診療を受けた月の翌月から起算して一年以内です。

例:6月診療分→翌年の6月までに申請

助成金の支給

高額療養費等の確認を行なうため、診療月の3か月後の末日(役場が休みの場合は前開庁日)に振り 込む流れとなります。

例:6月診療分→9月30日に振込み

振込み日の約1週間前に支給決定通知書を送付します。

資格更新の手続き

毎年7月に所得状況を確認し、資格喪失になる方には通知します。

その他届出

次のいずれかに該当するときは、必ず届け出てください。

- ○住所・氏名に変更があるとき
- ○加入している健康保険の種類や内容に変更があったとき
- ○生活保護を受けたとき
- ○受給資格者証を破損もしくは紛失したとき
- ☆次回9月号、10月号は障がい者に関するマークについて ご紹介します。

~申請・問い合わせ先 ~

健康福祉課 72-1229 清和支所健康福祉係 82-2111

蘇陽支所健康福祉係 83-1111

7 広報やまと 2016, 8 月号